

市・都民税、所得税、贈与税、消費税、事業税の申告が始まります

申告準備は お早めに!

問い合わせ先

◇市・都民税Ⅱ町田市市民税課 (☎724・2114、2115、2117)

◇所得税、贈与税、消費税Ⅱ町田税務署 (☎728・7211)

◇事業税Ⅱ八王子都税事務所個人事業税係 (☎042・644・1111)

市・都民税の申告

○2011年1月1日現在、町田市に住所がある方は市・都民税の申告が必要です

次に該当する方は申告の必要はありません。

①所得税の確定申告をする方
②給与所得のみ、または公的年金に係る所得のみの方で、

給与の支払先、日本年金機構等から市役所へ支払報告がされている方(社会保険料控除や医療費控除等を受けるためには申告が必要です)

○申告をお持ちいただくもの
市・都民税の申告の方は①申告書(会場にもあります)

②印鑑③前年中の収入を証明できる資料(源泉徴収票等)

④所得控除の資料等(前年中

市・都民税申告受付日程

会場	期日	受付時間
市役所本庁舎1階 市民フロア	2月16日(水)~3月15日(火) ※土・日曜日を除く。ただし、2月20日(日)、27日(日)は受け付けを行います。	午前9時~11時30分、 午後1時~4時
	堺市民センターホール	2月18日(金)
小山市民センターホール	2月23日(水)	
忠生市民センターホール	2月24日(木)	
南市民センターホール	3月2日(水)	
なるせ駅前市民センターホール	3月3日(木)	
鶴川市民センターホール	3月9日(水)、10日(木)	

※午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります。時間に余裕を持っておいで下さい。
※筆記具・印鑑・所得の証明ができるもの、社会保険料等の領収書・証明書をお持ち下さい。
※添付書類は申告書に張らないでお持ち下さい。
※各会場には税務署職員がおりませんので確定申告の相談はできません。また各市民センターには駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

に支払った社会保険料の領収書や国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費の領収書等)
※住宅借入金等特別税額控除の対象になる方は、居住開始年月日・住宅借入金等特別控除可能額の記載がある源泉徴収票が添付書類として必要です。

期限内に申告をされない
と、納付回数が少なくなり、1回あたりの納付金額が多くなる場合があります。申告がない場合は、子ども手当・保育園入園・幼稚園補助金・就学援助費・公営住宅入居・公的年金・事業資金の融資等の申請に必要な市・都民税の課税・非課税証明書等の交付が受けられません。

2011年度市・都民税の主な改正点

○金融・証券税制の改正

2010年1月以降「金融商品取引業者等」を通じて支払を受ける「上場株式等の配当等」については、当該金融商品取引業者等に開設済みの「源泉徴収口座」に受け入れ可能になりました。その場合、「同一の源泉徴収口座」に「上場株式等の譲渡損失」がある時は、「上場株式等の配当等」と損益通算され、その通算後の金額から源泉徴収されます。

町田税務署から

~確定申告には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や税金について24時間いつでも調べられる「タックスアンサー」をご利用下さい~

○確定申告書の提出

提出はe-TAXでの送信、郵送、税務署の時間外収受箱をご利用下さい。左上表の市民フロアや各市民センターでも2月16日(水)~3月15日(火)の間、作成済みで封入された申告書に限り受け付けます。

○贈与税の申告も忘れず

2010年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受け、その財産の合計額が10万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

○住宅取得等のための資金の贈与を受けた方へ

2010年中、父母や祖父母など直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅用家屋の取得等のための金銭の贈与を受けた場合で一定の要件を満たすときは、1500万円までの贈与税の非課税制度を利用下さい。

確定申告の時期に合わせて

住民基本台帳カードの交付及び電子証明書の発行を行います。

電子証明書を発行します

電子申告の際には、電子証明書の格納された住民基本台帳カードが必要です。電子申告を予定されている、また住民基本台帳カードをお持ちでない方や、電子証明書の付与を受けていない方は、ぜひご

確定申告の受付会場はぼっぼ町田(原町田4-10-20)です

期間 3月15日(火)まで ※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)、27日(日)は受け付けを行います。
時間 午前9時~午後5時

次のような場合も贈与税の課税対象となる場合があります。
①無償で不動産や株式等の財産の名義を変更した場合
②共同で不動産を購入し、資金の負担割合に応じた持分の登記を行っていない場合
③不動産や株式などを取得するために、父母などから資金を借り入れ、その返済が「出世払い」などのように、実質的に贈与と認められる場合があります。

適用することができます。

の適用を受けるには、3月15日までに贈与税申告書と添付書類の提出が必要です。

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意下さい

無資格者が税金の相談、申告書の作成等をする事は法律で禁じられているほか、依頼者が不測の損害を被る恐れがあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

「税理士による小規模納税者のための無料確定申告相談」の日程は、本紙1月21日号2面をご覧ください。詳細は東京税理士会町田支部(☎729・0777)へ。

適用することができます。この適用を受けるには、3月15日までに贈与税申告書と添付書類の提出が必要です。

町田市少年少女発明クラブのメンバーが

全国大会などで各賞を受賞

昨年11月27日に目黒区で開催された第1回全国少年少女チャレンジ創造コンテストに、東京都代表として同クラブから3チームが出場し、モーターとゴムで動くハイブリッドカーの性能を競い合いました。大会では、町田トライダガーXチーム(大蔵小5年・中島稔暁さん、同6年・榎原慧一さん、南つくし野小6年・石井翔尊さん)が文部科学大臣賞、インフィニティチーム(小山田南小5年・中尾研史さん、忠生一小5年・守屋美希さん、金井小5年・高田千尋さん)が特許庁長官賞、ハイブリッドカー新人王チーム(三輪小4年・三浦大地さん、同4年・倉持颯さん、町田五小4年・松村玲奈さん)が銅メダルを受賞しました。



昨年12月22日にメダルを胸に市役所を訪れました

携帯電話でも閲覧できます まちだ・まちなか 情報サイト

町田駅周辺のイベント情報などを掲載している「まちだ・まちなか情報サイト」(http://www.machida-machinaka.jp/)が、携帯電話からも閲覧できるようになりました。このサイトは、事業者などが最新の情報を発信できる、



このQRコードからアクセスできます

また、お店の場所を地図で探したり、最新情報を見ることがもできます。
問(株)町田まちなか公社
☎723・8770 FAX723
・8761、町田市産業観光課
☎724・3296 FAX724・1185